第２　権利の変更及び弁済方法
１　一般債権元本について
⑴　弁済
清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、優先債権等の総額を超える財産（以下､「弁済原資」という。)を保有する場合、本協定認可決定確定日または弁済原資確定日のいずれか遅い日から１か月以内に、以下のとおり弁済する。なお、清算株式会社は、株式会社港商事（本店：東京都港区虎ノ門４丁目３番13号）に対する債権を、同社の協定案（東京地方裁判所平成23年（ヒ）第2073号）可決を条件に、東京地方裁判所の許可を得て、同協定案に従って免除する。
ア　一般債権元本のうちＣＬＣタカハシ株式会社が有する債権については、その全額を弁済する。
イ　一般債権元本のうち上記ア記載の債権以外の債権については、弁済原資から上記ア記載の一般債権元本金額を控除した額を、基準日における当該各一般債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行時に、一般債権元本額から上記⑴イの弁済額を控除した残額につき、全額の債務免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、上記⑴イ記載の各一般債権者に対し、本項⑴イの例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
⑷　弁済を実行しない場合の債務免除
ア　弁済原資が存在しないため弁済を実行しないことが確定した場合、清算株式会社は、各一般債権者に対し、その旨を書面により通知し（以下、当該書面を「弁済不実行通知書」という。)、各一般債権者の下に弁済不実行通知書が到達した時に、各一般債権元本全額の免除を受ける。
イ　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
２　一般債権元本以外の協定債権
⑴　一般債権元本以外の一般債権
一般債権元本以外の一般債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
⑵　高橋泰雄が有する協定債権
高橋泰雄が有する協定債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

以上

東京地方裁判所民事第８部

**平成２３年（ヒ）第２０７３号**

東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
清算株式会社　株式会社港商事
代表清算人　髙橋　泰雄
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
協定債権とは、平成23年11月８日(以下、「基準日」という。)までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権(以下､「優先債権等」という。)を除いたものをいう。
２　担保権付債権の定義
担保権付債権とは、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、基準日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。)を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
３　敷金債権の定義
敷金債権とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する不動産に関する賃貸借契約に基づき賃借人が清算株式会社に対して有する敷金返還請求権をいう。
４　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、わかば商事株式会社及び高橋油脂工業株式会社並びに高橋泰雄が有する債権をいう。
５　一般債権の定義
⑴　一般債権とは、協定債権のうち、敷金債権、関係者債権に該当しないものをいう。
⑵　一般債権元本とは、一般債権のうち、基準日以前及び基準日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
６　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（坂井・三村・相澤法律事務所　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権および敷金債権の弁済
１　担保権付債権の弁済
⑴　担保権の対象となっている不動産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる仲介手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済にあてる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
⑶　本項によって弁済を受けられない部分については、一般債権として後記第３の定めに従って弁済を行う。
２　敷金債権の弁済
敷金債権者との間の賃貸借契約の対象になっている不動産が処分されたときは、当該処分日から２ヶ月以内に敷金債権を弁済する。但し、当該敷金で担保される清算株式会社の債権が存する場合は、これを控除した残額を支払う。
第３　権利の変更及び弁済
１　一般債権元本について
⑴　弁済
清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、優先債権等及び敷金債権の総額を超える財産（以下､「弁済原資」という。)を保有する場合、本協定認可決定確定日または弁済原資確定日のいずれか遅い日から１か月以内に、各一般債権者に対し、当該弁済原資を基準日における各一般債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行時に、一般債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各一般債権者に対し、本項⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
⑷　弁済を実行しない場合の債務免除
ア　弁済原資が存在しないため弁済を実行しないことが確定した場合、清算株式会社は、各一般債権者に対し、その旨を書面により通知し（以下、当該書面を「弁済不実行通知書」という。)、各一般債権者の下に弁済不実行通知書が到達した時に、各一般債権元本全額の免除を受ける。
イ　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
２　一般債権元本以外の一般債権
一般債権元本以外の一般債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　関係者債権
関係者債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

以上

東京地方裁判所民事第８部